

伊勢市国民保護計画新旧対照表

資料 2

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
第1編 総論				
2	第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 第4項 用語の定義	事態対策本部 武力攻撃事態等 及び存立危機事態 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する。	武力攻撃事態等対策本部 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第10条第1項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する。	用語の修正
3	第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 第4項 用語の定義	指定行政機関 対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、 スポーツ庁 、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、 原子力規制委員会 、防衛省 及び防衛施設庁	指定行政機関 対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、 原子力安全・保安院 、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省 及び防衛省	指定行政機関の定義を修正
3	第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 第4項 用語の定義	要配慮者 災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、 妊産婦 、 授乳婦 、高齢者、障がい者、外国人、旅行者等を指す。	災害時要配慮者 災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、旅行者等を指す。	用語の修正
5	第2章 国民保護措置に関する基本方針	(1) 基本的人権の尊重 市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の もと に行う。	(1) 基本的人権の尊重 市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の 下 に行う。	表現の適正化
5	第2章 国民保護措置に関する基本方針	(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の 対応 について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。	(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の 保護 対応について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。	表現の適正化
7	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	表1-2 市の事務又は業務の大綱 別紙のとおり	表1-2 市の事務又は業務の大綱 別紙のとおり	表現の適正化

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
9	第4章 市の地理的、社会的特徴	(1) 地形 三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置し、多気、度会郡、鳥羽市並びに志摩市に接し、北は伊勢湾に面している。中央には県内最大の河川である宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、東から南にかけては朝熊ヶ岳、神路山、前山、鷲嶺山が連なり、西には大仏山丘陵が広がっている。 総面積は、 <u>208.35</u> km ² であり、そのうち、林野面積が <u>109.56</u> km ² 、総面積から林野面積と主要湖沼面積を引いた可住地面積は <u>98.63</u> km ² で総面積の47%となっている。	(1) 地形 三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置し、多気、度会郡、鳥羽市並びに志摩市に接し、北は伊勢湾に面している。中央には県内最大の河川である宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、東から南にかけては朝熊ヶ岳、神路山、前山、鷲嶺山が連なり、西には大仏山丘陵が広がっている。 総面積は、 <u>208.53</u> km ² であり、そのうち、林野面積が <u>110.51</u> km ² 、総面積から林野面積と主要湖沼面積を引いた可住地面積は <u>98.01</u> km ² で総面積の47%となっている。	統計データの更新
10	第4章 市の地理的、社会的特徴	(2) 気候 市域の気候は、比較的温暖な南海型に属している。 年間平均気温は <u>14～16</u> ℃で、年間降水量は <u>1,800～2,000</u> mmあり、降水量の最も多い月は9月で、冬期の雨量は少ない。	(2) 気候 市域の気候は、比較的温暖な南海型に属している。 <u>気象庁の観測データ(小俣/1979～2000年)によると</u> 年間平均気温は <u>15.1</u> ℃で、 <u>各季節とも気温の日格差は小さくなっている</u> 。年間降水量は <u>1,839.5</u> mmあり、降水量の最も多い月は9月で、冬期の雨量は少ない。	統計データの更新
10	第4章 市の地理的、社会的特徴	図1-3 月別気温・降水量の推移(小俣/ <u>1981～2010年</u>) 別紙のとおり	図1-3 月別気温・降水量の推移(小俣/ <u>1979～2000年</u>) 別紙のとおり	統計データの更新
10	第4章 市の地理的、社会的特徴	(3) 人口分布 国勢調査による人口は、平成 <u>27</u> 年10月1日現在で、 <u>127,817</u> 人(男 <u>60,467</u> 人、女 <u>67,350</u> 人)で、三重県総人口 <u>1,815,865</u> 人の約7%を占めている。 平成17年に合併した4市町村の人口は、昭和60年をピークに減少している。各市町村別に見ると、旧伊勢市の人口は全人口 <u>127,817</u> 人のうち <u>90,285</u> 人で約7割を占めているものの、昭和55年をピークに減少傾向が続いている。一方、旧御菌村は増加傾向で、昭和60年と比較すると約 <u>14%</u> 増加しており、これは三重県全体の伸び率の <u>3</u> 倍近くになる。また、旧小俣町においても近年は増加傾向に転じている。 年齢別人口構成では、15歳未満、15歳～64歳の人口割合は県平均より低く、65歳以上の人口割合は県平均より高くなっており、高齢化の進行がうかがえ、今後、さらに高齢化社会への移行が予想されるため、より一層の高齢者等への配慮が必要となる。 武力攻撃事態等において、人的被害を最小化するためには、高齢者等の避難誘導のあり方を検討することが重要となる。	(3) 人口分布 国勢調査による人口は、平成 <u>17</u> 年10月1日現在で、 <u>134,973</u> 人(男 <u>63,856</u> 人、女 <u>71,117</u> 人)で、三重県総人口 <u>1,866,963</u> 人の約7%を占めている。 平成17年に合併した4市町村の人口は、昭和60年をピークに減少している。各市町村別に見ると、旧伊勢市の人口は全人口 <u>134,973</u> 人のうち <u>97,777</u> 人で約7割を占めているものの、昭和55年をピークに減少傾向が続いている。一方、旧御菌村は増加傾向で、昭和60年と比較すると約 <u>17%</u> 増加しており、これは三重県全体の伸び率の <u>2.5</u> 倍近くになる。また、 <u>旧二見町</u> 、旧小俣町においても近年は増加傾向に転じている。 年齢別人口構成では、15歳未満、15歳～64歳の人口割合は県平均より低く、65歳以上の人口割合は県平均より高くなっており、高齢化の進行がうかがえ、今後、さらに高齢化社会への移行が予想されるため、より一層の高齢者等への配慮が必要となる。 武力攻撃事態等において、人的被害を最小化するためには、高齢者等の避難誘導のあり方を検討することが重要となる。	統計データの更新
10	第4章 市の地理的、社会的特徴	図1-4 人口の推移 別紙のとおり	図1-4 人口の推移 別紙のとおり	統計データの更新
11	第4章 市の地理的、社会的特徴	(5) 鉄道、港湾の位置等 市内に路線を有する鉄道事業者は、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)、近畿日本鉄道株式会社(以下「近鉄」という。)がある。このうち、JR東海は、多気で紀勢本線と分岐し、伊勢市を經由し鳥羽に至る参宮線が存在する。近鉄は、松阪市を経て伊勢市へ至る山田線、伊勢市から鳥羽に至る鳥羽線の2路線が存在する。 港湾としては、地方港湾である宇治山田港があり、岸壁は最大水深4.5m、延長 <u>120</u> mである。	(5) 鉄道、港湾の位置等 市内に路線を有する鉄道事業者は、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)、近畿日本鉄道株式会社(以下「近鉄」という。)がある。このうち、JR東海は、多気で紀勢本線と分岐し、伊勢市を經由し鳥羽に至る参宮線が存在する。近鉄は、松阪市を経て伊勢市へ至る山田線、伊勢市から鳥羽に至る鳥羽線の2路線が存在する。 港湾としては、地方港湾である宇治山田港があり、岸壁は最大水深4.5m、延長 <u>155</u> mである。	統計データの更新

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
16	第6章 市地域防災計画等との 関係 第1項 対象とする事態の相違	市国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。 これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている伊勢市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、 <u>竜巻</u> 、豪雨、豪雪、洪水、 <u>崖崩れ</u> 、 <u>土石流</u> 、高潮、地震、津波、噴火、 <u>地滑り</u> その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。 また、伊勢市危機管理計画(以下「市危機管理計画」という。)は、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定めることにより、危機管理の推進を図ることを目的とするものである。	市国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。 これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている伊勢市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。 また、伊勢市危機管理計画(以下「市危機管理計画」という。)は、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定めることにより、危機管理の推進を図ることを目的とするものである。	災害対策基本法第2条第1号の規定と整合を図るための修正
第2編 平素からの備えや予防				
17-18	第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 第1項 市の各部局課における平素の業務	表2-1 市の各部局課における平素の業務別紙のとおり	表2-1 市の各部局課における平素の業務別紙のとおり	市組織の変更及び用語の修正
19	第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 第2項 市職員の参集基準等	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 市の幹部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ各部局課にて、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市国民保護対策本部長(以下、「市対策本部長」という。)である市長に事故があった場合には副市長、 <u>危機管理部長</u> 、 <u>総務部長の順に</u> 指揮を執る。	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 市の幹部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ各部局課にて、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市国民保護対策本部長(以下、「市対策本部長」という。)である市長に事故があった場合には副市長が指揮を執る。	市組織の変更
20	第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 第3項 国民の権利利益の救済に関する手続き等	表2-4 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧別紙のとおり	表2-4 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧別紙のとおり	表現の適正化
23	第1章 組織・体制の整備等 第2 関係機関との連携体制の整備 第4項 指定公共機関等との連携	(2) 医療機関との連携 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう <u>公益財団法人</u> 日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	(2) 医療機関との連携 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう <u>(財)</u> 日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	表現の適正化

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
24	第1章 組織・体制の整備等 第2 関係機関との連携体制の整備 第5項 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援	(2) 地域における自主防災組織の活動環境の整備 市は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった 要配慮者 への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。	(2) 地域における自主防災組織の活動環境の整備 市は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった 災害時要援護者 への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。	用語の修正
25-26	第1章 組織・体制の整備等 第3 通信の確保	表 2-5 通信体制の整備に当たっての留意事項 別紙のとおり	表 2-5 通信体制の整備に当たっての留意事項 別紙のとおり	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
27	第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集、提供等の体制整備 第2項 警報等の伝達に必要な準備	(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 要配慮者 に対する警報の伝達に配慮するものとする。 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を、現在利用できる 無線装置を活用しながら可聴範囲の拡大等通信体制の整備に努める。	(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 災害時要援護者 に対する警報の伝達に配慮するものとする。 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を、現在利用できる無線装置を活用しながら I-ALERT※の整備等、計画的に整備を図る。 また、デジタル化の推進及び可聴範囲の拡大等通信体制の整備に努める。 ※I-ALERT:津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民の方に緊急情報を瞬時に伝達することを目的とした全国瞬時警報システムのこと。	用語の修正及び表現の適正化
31	第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集、提供等の体制整備 第3項 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	表 2-8 安否情報報告書 別紙のとおり	表 2-8 安否情報報告書 別紙のとおり	表現の適正化

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
34	第1章 組織・体制の整備等 第5 研修及び訓練 第2項 訓練	(1) 市における訓練の実施 市は、国、県、近隣市町等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊その他関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	(1) 市における訓練の実施 市は、国、県、近隣市町等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊その他関係機関との連携を図る。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
36	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第1項 避難に関する基本的事項	(1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。 ・市の地図 ・市内の道路網のリスト ・輸送力のリスト ・避難施設のリスト ・備蓄物資のリスト ・生活関連等施設等のリスト ・関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 ・消防機関のリスト ・ 避難行動要支援者名簿	(1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。 ・市の地図 ・市内の道路網のリスト ・輸送力のリスト ・避難施設のリスト ・備蓄物資のリスト ・生活関連等施設等のリスト ・関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 ・消防機関のリスト	災害対策基本法の改正に伴う整理
36	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第1項 避難に関する基本的事項	(3) 要配慮者 への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の 要配慮者対策 を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画の作成による支援体制の確立に努める。	(3) 災害時要援護者 への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の 要援護者対策 を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画の作成による支援体制の確立に努める。	用語の修正
37	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第5項 避難施設の指定への協力	市は、県が行う避難施設の指定に際しては、 施設の収容人数、構造、保有設備等 の必要な情報を提供するなど県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。 また、県に協力し、住民に対しても、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。	市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。 また、県に協力し、住民に対しても、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
38	第2章 避難、救援及び武力攻撃 災害への対処に関する平素か らの備え 第6項 生活関連等施設の 把握等	表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局 別紙のとおり	表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局 別紙のとおり	原子力規制委員会 の設置に伴うもの
第3編 武力攻撃事態等への対処				
43	第1章 初動連絡体制の迅速な 確立及び初動措置 第2項 対策本部への移行に要 する調整	図 3-2 危機発生時のフローチャート 市災害対策本部の設置(災害対策基本法第23条の2)	図 3-2 危機発生時のフローチャート 市災害対策本部の設置(災害対策基本法第23条)	誤記の修正
45	第2章 市対策本部の設置等 第1項 市対策本部の設置	(1) 市対策本部の設置の手順 市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。 ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対 策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。 ② 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事 前に危機対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるも のとする。 ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集 市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対 策本部に参集するよう連絡する。 ④ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、 <u>防災センター</u> に市対策本部を開設するとともに、 市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な 準備を開始する。市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対 策本部を設置した旨を連絡する。 ⑤ 交代要員等の確保 市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の 備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。 ⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を <u>防災センター</u> に設 置できない場合に備え、次に示すとおり市対策本部の予備施設をあらか じめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位 を変更することを妨げるものではない。 第1位 <u>市東庁舎</u> 第2位 <u>御園総合支所</u> 第3位 <u>小俣総合支所</u> 第4位 <u>二見総合支所</u> また、市の外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することが できない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。	(1) 市対策本部の設置の手順 市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。 ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対 策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。 ② 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事 前に危機対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるも のとする。 ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集 市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対 策本部に参集するよう連絡する。 ④ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、 <u>市庁舎2階危機管理課</u> に市対策本部を開設する とともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置 等必要な準備を開始する。市長は、市対策本部を設置したときは、市議 会に市対策本部を設置した旨を連絡する。 ⑤ 交代要員等の確保 市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の 備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。 ⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を <u>市庁舎内</u> に設置で きない場合に備え、次に示すとおり市対策本部の予備施設をあらかじめ 指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を 変更することを妨げるものではない。 第1位 <u>御園総合支所</u> 第2位 <u>小俣総合支所</u> 第3位 <u>二見総合支所</u> また、市の外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することが できない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。	市体制の変更

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
46	第2章 市対策本部の設置等 第1項 市対策本部の設置	図 3-3 市対策本部の組織機構 別紙のとおり	図 3-3 市対策本部の組織機構 別紙のとおり	市防災計画の変更
47-49	第2章 市対策本部の設置等 第1項 市対策本部の設置	表 3-1 市対策本部各 チーム の主要な事務又は業務	表 3-1 市対策本部各 部 の主要な事務又は業務	市防災計画の変更
54	第3章 関係機関相互の連携 第7項 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等	(2) ボランティア活動への支援等 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される ボランティアセンター 等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。	(2) ボランティア活動への支援等 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される ボランティア・センター 等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。	誤記の修正
56	第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 第1項 警報の内容の伝達等	市は 、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段及び伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。	① 市は 、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段及び伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。	誤記の修正
57	第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 第2項 警報の伝達方法	(2) 消防機関等との連携 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、 要配慮者 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機及び標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。	(2) 消防機関等との連携 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、 災害時要援護者 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機及び標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。	用語の修正
57	第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 第2項 警報の伝達方法	(3) 要配慮者 への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、自然災害時の 要配慮者対策 を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画等の活用により、支援体制の確立に努める。	(3) 災害時要援護者 への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、自然災害時の 要援護者対策 を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画等の活用により、支援体制の確立に努める。	用語の修正

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
60	第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 第2項 避難実施要領の策定	(2) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態) ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案) ③ 避難住民の概数把握 ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定 地方公共機関等による運送)) ⑤ 輸送手段の確保の調整 (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定) ⑥ 要配慮者 の避難方法の決定 (避難支援計画の活用) ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用 に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整) ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定) ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保) ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対 応)	(2) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態) ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案) ③ 避難住民の概数把握 ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定 地方公共機関等による運送)) ⑤ 輸送手段の確保の調整 (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定) ⑥ 災害時要援護者 の避難方法の決定 (避難支援計画の活用) ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用 に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整) ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定) ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保) ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対 応)	用語の修正
61	第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 第3項 避難住民の誘導	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動並びに救助及び救急活動の状況 を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両 等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するととも に、自力歩行困難な 要配慮者 の人員輸送車両等による運送を行う等保 有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又 は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民 の誘導を行うとともに、 要配慮者 に関する情報の確認及び要避難地域 内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行 う。	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動並びに救助及び救急活動の状況 を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両 等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するととも に、自力歩行困難な 災害時要援護者 の人員輸送車両等による運送を行 う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又 は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民 の誘導を行うとともに、 災害時要援護者 に関する情報の確認及び要避 難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活 動を行う。	用語の修正
62	第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 第3項 避難住民の誘導	(6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議 会、民生委員、介護保険サービス事業者、障がい者団体等と協力して、 要配慮者 への連絡及び輸送手段の確保を的確に行うものとする。	(6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議 会、民生委員、介護保険サービス事業者、障がい者団体等と協力して、 災害時要援護者 への連絡及び輸送手段の確保を的確に行うものとし る。	用語の修正

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
66	第5章 救援 第3項 救援の内容	(1) 救援の基準等 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 <u>内閣総理大臣</u> に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	(1) 救援の基準等 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 <u>厚生労働大臣</u> に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴う整理
67	第6章 安否情報の収集・提供 第1項 安否情報の収集	(1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 さらに、 <u>要配慮者</u> が滞在している施設における安否情報の収集に努める。	(1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 さらに、 <u>災害時要援護者</u> が滞在している施設における安否情報の収集に努める。	用語の修正
		市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面(電磁的記録を含む。)を、 <u>電子メールで県に送付する。</u>	市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を、 <u>安否情報システムを用いて県に対し行う。</u>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
68	第6章 安否情報の収集・提供 第2項 県に対する報告	表 3-2 安否情報報告書(再掲) 別紙のとおり	表 3-2 安否情報報告書(再掲) 別紙のとおり	表現の適正化
70	第6章 安否情報の収集・提供 第3項 安否情報の照会に対する 回答	表 3-3 安否情報照会書 別紙のとおり	表 3-3 安否情報照会書 別紙のとおり	表現の適正化
72	第6章 安否情報の収集・提供 第3項 安否情報の照会に対する 回答	表 3-4 安否情報回答書 別紙のとおり	表 3-4 安否情報回答書 別紙のとおり	表現の適正化

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
80	第7章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における 災害への対処等 第2項 危険物質等に係る武力 攻撃災害の防止及び防除	(1) 危険物に関する措置命令 市長は、危険物に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる、次の措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの措置において危険物が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。 【措置1】危険物 質等 の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3) 【措置2】危険物 質等 の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(法第103条第3項第2号) 【措置3】危険物 質等 の所在場所の変更又はその廃棄(法第103条第3項第3号)	(1) 危険物に関する措置命令 市長は、危険物に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる、次の措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの措置において危険物が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。 【措置1】危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3) 【措置2】危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(法第103条第3項第2号) 【措置3】危険物の所在場所の変更又はその廃棄(法第103条第3項第3号)	表現の適正化
81	第7章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における 災害への対処等 第2項 危険物質等に係る武力 攻撃災害の防止及び防除	表 3-5 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置別紙のとおり	表 3-5 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置別紙のとおり	表現の適正化
81	第7章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における 災害への対処等 第2項 危険物質等に係る武力 攻撃災害の防止及び防除	(2) 警備の強化及び危険物の管理状況報告 市長は、危険物 質等 の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の措置1から措置3の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物 質等 の取扱者から危険物の管理の状況について報告を求める。	(2) 警備の強化及び危険物の管理状況報告 市長は、危険物の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の措置1から措置3の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物の取扱者から危険物の管理の状況について報告を求める。	表現の適正化
82	第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及び NBC攻撃による災害への 対処等 第1項 武力攻撃原子力災害 への対処	(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。 ② 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。 ③ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。	(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。 ② 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。 ③ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。	原子力規制委員会の設置に伴うもの

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
83	第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 第1項 武力攻撃原子力災害への対処	(5) 安定ヨウ素剤の配布 市長は、 <u>安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め</u> の例により行うものとする。 (6) <u>避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> 市は、 <u>住民に放射線被ばく及び放射性汚染の可能性が生じた場合に備え、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、避難退域時検査及び簡易除染を行う。</u> (7) 職員の安全の確保 市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。	(5) 安定ヨウ素剤の配布 市長は、 <u>安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</u> (6) 職員の安全の確保 市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
84	第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 第2項 NBC攻撃による災害への対処	(4) 汚染原因に応じた対応 市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 ① 核攻撃等の場合 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 <u>市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の指示等のもと、県と連携し、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)に避難退域時検査及び簡易除染を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u>	(4) 汚染原因に応じた対応 市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 ① 核攻撃等の場合 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
86	第7章 武力攻撃災害への対処 第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処 第2項 平素からの備え	(1) 連携体制の整備 市は、第2編第1章第4第2項に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対地的確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う市内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。	(1) 連携体制の整備 市は、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対地的確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う市内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。	表現の適正化
86	第7章 武力攻撃災害への対処 第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処 第3項 武力攻撃への対処	(1) 警報又は緊急通報の伝達 市は、大規模集客施設等の規模、管理の主体等に基づき事前に県と分担した結果を基に、大規模集客施設等の管理者に対し、第2編第1章第4第2項に掲げるところに従い、警報又は緊急通報を速やかに伝達する。	(1) 警報又は緊急通報の伝達 市は、大規模集客施設等の規模、管理の主体等に基づき事前に県と分担した結果を基に、大規模集客施設等の管理者に対し、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、警報又は緊急通報を速やかに伝達する。	表現の適正化

資料3 修正案 ページ	章項	修正後	修正前	修正根拠
91	第9章 保健衛生の確保その他の 措置 第2項 廃棄物の処理	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p>	災害廃棄物対策指針の策定に伴う整理